

平成 22 年度

財政健全化判断比率及び
経営健全化資金不足比率
審 査 意 見 書

珠 洲 市 監 査 委 員

23監査第14号

平成23年9月2日

珠洲市長 泉谷 満寿裕 様

珠洲市監査委員 吉田 俊夫

珠洲市監査委員 小泊 辰男

健全化判断比率並びに資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成22年度珠洲市健全化判断比率並びに資金不足比率及び関係書類等を審査したので、別紙のとおり提出します。

平成22年度 財政健全化判断比率の審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

健全化判断比率	珠洲市算定値	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	— %	13.95%	20.00%
②連結実質赤字比率	— %	18.95%	35.00%
③実質公債費比率	19.3%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	103.8%	350.0%	—

※ 一%は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを示す。

(2) 個別意見

①実質赤字比率について…平成22年度の実質赤字比率は一%となっており、早期健全化基準の13.95%と比較すると、これを下回っている。

②連結実質赤字比率について…平成22年度の連結実質赤字比率は一%となっており、早期健全化基準18.95%と比較すると、これを下回っている。

③実質公債費比率について…平成22年度の実質公債費比率は19.3%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

④将来負担比率について…平成22年度の将来負担比率は103.8%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。

(3) 是正改善を要する事項等

実質公債費比率については、分母部分が交付税額等の増加に伴い標準財政規模が増加したことから、昨年度よりも下回っているが、早期健全化基準に照らし合わせると、数値的には高い状況にあるので、特に事業の見直しにより新発債の抑制を図られたい。

また、将来負担比率については、数値算定の分子部分にあたる部分で、特に地域振興基金などの充当可能財源が少しあるおかげで数値が低く押さえられているだけであり、「将来的に負担すべき地方債償還額」、「一般会計からの繰り入れになっている特別、企業会計等の地方債償還額」や「退職手当支給予定額」等を適正に把握し、分母部分である標準財政規模の増減にあまり左右されない、適切な財政運営を望むものである。

平成22年度 経営健全化資金不足比率の審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

区 分	資金不足比率	経営健全化基準
1 病院事業会計	— %	20.0%
2 水道事業会計	— %	20.0%
3 下水道事業特別会計	— %	20.0%
4 農業集落排水事業特別会計	— %	20.0%
5 国民宿舎事業特別会計 (観光施設事業)	— %	20.0%

※ 一%は、資金の不足額がないことを示す。

(2) 個別意見（資金不足比率について）

平成22年度の上記5会計の決算に基づく資金不足比率は、いずれも— %となり、
経営健全化基準の20.0%と比較するとこれを下回っている。

(3) 是正改善を要する事項等

特に指摘すべき事項はない。